第13期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示情報

業務の適正を確保するための体制 連結計算書類の連結注記表 計算書類の個別注記表

株式会社エスクリ

業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について以下のとおり整備しております。

- 1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役および使用人は、社会の一員として企業倫理・社会規範に即した行動を行い、健全な企業 経営に努める。また、代表取締役をはじめとする取締役会は、企業倫理・法令遵守を社内に周知 徹底する。
 - (2) 取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い法令および定款に定められた事項ならびに重要な業務に関する事項の決議を行うとともに、取締役からの業務執行状況に関する報告を受け、取締役の業務執行を監督する。
 - (3) 取締役会は、「取締役会規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する規程を制定し、取締役、 使用人は法令、定款および定められた規程に従い、業務を執行する。
 - (4) 取締役の業務執行が法令、定款および定められた規程に違反することなく適正に行われていることを確認するために、監査役会による監査を実施する。
 - (5) 内部監査を担当する部署を設置し、「内部監査規程」に従って監査を実施する。
 - (6) 取締役および使用人が法令、定款に違反する行為を発見した場合、「社内通報規程」に従い報告する。
 - (7) 必要に応じて外部の専門家を起用し、法令および定款違反を未然に防止する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に係る規程等に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ適切に保存する。また、取締役および監査役は常時これらの文書を閲覧できるようにする。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、総務部を中心として様々なリスクに対して、その大小や発生可能性に応じ、絶えず事前に適切な対応策を準備し、また「危機管理規程」に従いリスクを最小限にするべく組織的な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、定時取締役会を月一回 開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、議論、審議にあたる。また、重要な経営事項に ついては、取締役、常勤監査役等で構成する「経営会議」で審議、検討および情報の共有化を図り、 経営意思決定の迅速性を高めるとともに、透明性および効率性の確保に努める。

- 5. 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制 子会社の経営については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項については事前に当社取 締役会または経営会議において協議するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を 定め、定期的に報告をする。
 - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 子会社のコンプライアンス体制およびリスク管理等については、当社の管理担当取締役が統括管 理し、リスク管理について定める関連規程に基づき、リスクマネジメントを行う。
 - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 子会社における経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき当社取締役会で協 議し、承認する。また、グループ全体での会議を定期的に開催して業務効率化、法令遵守、諸法 令改正への対応およびリスク管理等について意見交換や情報交換を行う。
 - (4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための 体制

子会社は、社会的な要請に応える適法かつ公正な業務に努める体制を構築する。また法令および 定款に適合することを確保するための内部監査については、当社の内部監査を担当する部署が関 連規程等に基づき実施するとともに、社内通報制度を整備する。

- 6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

および当該使用人の取締役会からの独立性に関する事項

監査役会の承認により、その職務を補助すべき使用人を求められた場合、当該使用人を置くこととし、その人事については、取締役会と監査役会と意見交換を行い決定する。当該使用人は、取締役または他の使用人の指揮命令を受けないものとする。

- (2) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制 取締役および使用人は、会社に重大な損害を与えるおそれのある事実を発見した場合には、法令 に従い、直ちに監査役に報告する。また、内部監査を担当する部署は、内部監査の実施状況およ び業務の状況を監査役に報告する。さらに、内部通報があった場合、社内通報制度を担当する部 署は内部通報の記録を監査役に報告する。
- (3) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた 者が監査役に報告するための体制 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行状況
 - 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行状況および経営に大きな影響を及ぼす重要課題について、迅速かつ適切に報告を行う。
- (4) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 当社は、監査役へ報告した当社または子会社の取締役、監査役および使用人に対し、通報または相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。
- (5) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または債務の処理に係る方針に関する事項 監査役が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払う。
- 7. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか、必要に応じ重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に 関する重要な文書を閲覧し、取締役または使用人は説明を求められた場合には、監査役に対し詳細に 説明することとする。会計監査人および管理部署と定期的な意見交換を行い、財務報告の適正性について確認できる体制をとる。

- 8. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1) 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用する。
 - (2) 内部監査を担当する部署は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署および監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じる。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 4 社

主要な連結子会社の名称

株式会社渋谷

SHIBUTANIエステート・パートナーズ株式会社

株式会社ウェブスマイル

株式会社エスクリマネジメントパートナーズ

連結の範囲の変更に関する事項

株式会社エスクリマネジメントパートナーズを平成27年7月10日に設立したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。また、平成27年4月1日に株式を取得した、みや美株式会社を連結の範囲に含めておりましたが、平成28年1月1日に株式会社エスクリマネジメントパートナーズを存続会社として合併したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

ESCRIT HAWAII Inc.

株式会社ストーリア

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益(持分に見合う額) および 利益剰余金(持分に見合う額) 等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないた めであります。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称等 持分法非適用の会社等 2 社

主要な会社等の名称

ESCRIT HAWAII Inc.

株式会社ストーリア

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から見て、持分法から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

- 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
 - 連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
 - ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、 売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

②デリバティブ等の評価基準および評価方法

デリバティブ

時価法

③たな知資産

販売用不動産

個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

商品及び製品

個別法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

未成工事支出金

個別法による原価法

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法 人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

なお、ブライダル事業用の定期借地契約による借地上の建物、および賃貸契約の建物について は、耐用年数を定期借地権の残存期間、および賃貸借期間、残存簿価を零とした定額法によっ ております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物

3~35年

工具、器具及び備品

 $2 \sim 20$ 年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法によっております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る固定資産は、リース資産として区分せず、有形固定資産に属する各科目に含める方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用

定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)、その他の工事については工事完成基準によっております。

- (5) 重要なヘッジ会計の方法
 - ①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては適用要件を満たすため、特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

③ヘッジ方針

長期借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約ごとに金利スワップ取引を行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしており、有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

- (6) のれんの償却方法および償却期間
 - 3~10年間の定額法により償却しております。
- (7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる当連結会計年度の連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において「有形固定資産」の「その他」に含めて表示しておりました「リース資産」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記いたしました。なお、前連結会計年度の「リース資産」は130,950千円であります。

前連結会計年度において「固定負債」の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記いたしました。なお、前連結会計年度の「リース債務」は131,242千円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

6,829,014千円

2. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。 投資その他の資産のその他(株式) 174.

174,790千円

3. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物592, 354千円土地343, 990千円計936, 344千円

(2) 担保に係る債務

一年内返済予定の長期借入金

138, 362千円

長期借入金

582,895千円

計

721,257千円

4. 当社および連結子会社(株式会社渋谷)においては、運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関と当座貸越契約およびコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越極度額およびコミットメントライン契約の総額

3,050,000千円

借入実行残高

1,000,000千円

差引額

2,050,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株	式	の種	類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普	通	株	式	11,821,500株	44,700株		11,866,200株

- (注) 普通株式の発行済株式総数の増加44,700株は、新株予約権の権利行使による新株の発行による 増加であります。
- 2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成27年5月12日取締役会	普通株式	65,014千円	5.50円	平成27年3月31日	平成27年6月10日
平成27年11月10日取締役会	普通株式	88,784千円	7.50円	平成27年9月30日	平成27年12月14日

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成28年5月13日取締役会	普通株式	53,395千円	利益剰余金	4.50円	平成28年3月31日	平成28年6月7日

3. 当連結会計年度末における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の 目的となる株式の種類および数

普通株式

194,600株

(金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にブライダル事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、リスクヘッジ目的のみに利用しており、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに完成工事未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては財務経理部において、取引先ごとに期日管理および残高管理を行っております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、財務経理部において差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金ならびに未払金は、そのほとんどが2ヵ月以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

これらの営業債務、借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成、更新することにより、手元流動性の維持を図り、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

407 (077 & 7)	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4, 223, 537千円	4,223,537千円	_
(2) 受取手形及び売掛金	567,948千円	567,948千円	_
(3) 完成工事未収入金	282,862千円	282,862千円	_
(4) 敷金及び保証金	3,241,880千円	3, 188, 297千円	△53, 582千円
資産計	8,316,228千円	8, 262, 646千円	△53,582千円
(1) 支払手形及び買掛金	1,614,937千円	1,614,937千円	_
(2) 未払金	1,035,045千円	1,035,045千円	_
(3) 未払法人税等	86,446千円	86,446千円	_
(4) 長期借入金 ※	11, 179, 592千円	11,217,245千円	37,653千円
(5) リース債務	970, 122千円	958, 413千円	△11,709千円
負債計	14,886,144千円	14,912,089千円	25, 944千円

※ 一年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 完成工事未収入金
 - これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 敷金及び保証金

これらの時価は、合理的に見積もった敷金及び保証金の返還予定時期に基づき、リスクフリーレート等利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等
 - これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。変動金利によるものは、短期の市場金利に連動していること、また当社の信用状況に大きな変化はないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。ただし、金利スワップの特例対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(5) リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた 現在価値により算定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額
2. 1株当たり当期純利益金額

449円16銭 30円39銭

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

- 3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法 人税法に規定する方法により、3年間で均等償却しております。

なお、ブライダル事業用の定期借地権契約による借地上の建物、および賃貸借契約の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間、および賃貸借期間、残存価額を零とした定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年~20年

構築物 6年~20年

丁.具、器具及び備品 2年~20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る固定資産は、リース資産として区分せず、有形固定資産に属する各科目に含める方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- 5. ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては適用要件を満たすため、特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

(3) ヘッジ方針

長期借入金の金利変動リスクの回避を目的として、個別契約ごとに金利スワップ取引を行って おります。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の適用要件を満たしており、有効性が保証されているため、有効性の評価を省略しております。

- 6. のれんの償却方法及び償却期間
 - 3年間の定額法により償却しております。
- 7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(損益計算書)

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記いたしました。なお、前事業年度の「支払手数料」は2,583千円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

4,942,238千円

2. 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っております。

株式会社エスクリマネジメントパートナーズ

748,581千円

∌∔

748.581壬円

3. 当社は運転資金等の柔軟な調達を行うため、金融機関とコミットメントライン契約を締結しておりますが、当該契約には一定の財務制限条項が付されております。なお、当事業年度末のコミットメントライン契約による借入未実行残高は以下のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額

2,550,000千円

借入実行残高

1,000,000千円

差引額 1,550,000千円

4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権

104,778千円

関係会社に対する長期金銭債権

810,000千円

関係会社に対する短期金銭債務

160,959千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引

売上高11, 281千円売上原価126, 982千円販売費及び一般管理費38, 003千円営業外収益7, 242千円

営業外費用 498千円

2. 減損損失の内容

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場	所	用	途	種	類	減	損	損	失
運営受託	施 設	事業用資産		長期前払費用			43	, 489	千円

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業拠点毎に資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は次のとおりであります。

長期前払費用 43,489千円

合計 43,489千円

資産グループの回収可能価額については使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、回収可能価額をゼロとして評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式に関する事項

株	式(の 種	類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普	通	株	式	652株	_	_	652株

(税効果会計に関する注記) 1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原 繰延税金資産(流動)	因別の内訳
賞与未払金	48,662千円
未払事業所税	11,742千円
支払利息否認	2,162千円
その他	14,925千円
小計	77,492千円
評価性引当額	_
繰延税金資産(流動)計	77, 492千円
繰延税金資産(固定)	
減価償却超過額	254, 308千円
未払利息否認	3,039千円
資産除去債務	466, 559千円
リース債務	141,384千円
減損損失	13,316千円
その他 -	40,594千円
小計	919, 202千円
評価性引当額	△7,962千円
繰延税金資産(固定)計	911,240千円
繰延税金負債 (流動)	
未収事業税	702千円
繰延税金負債(流動)計	702千円
繰延税金資産(流動)の純額	76,790千円
繰延税金負債(固定)	
資産除去債務に対応する除去費用	345, 483千円
リース資産	140,859千円
その他	746千円
繰延税金負債(固定)計	487,090千円
繰延税金資産(固定)の純額	424, 150千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差 異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	33.06%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.38%
住民税均等割	4.80%
税率変更による期末繰延資産の減額修正	5. 25%
評価性引当額の増減	0.32%
法人税額の特別控除	△3. 56%
その他	0.56%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.80%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.26%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.86%、平成30年4月1日以降のものについては30.62%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が26,741千円減少し、 当事業年度に計上された法人税等調整額が同額増加しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

オペレーティング・リース取引 (借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年円	2,377,778十円
1年超	13,035,424千円
合計	15, 413, 202千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1/2/2			O/TIC/				
属性	会社等 の名称	議決権等の 所 有 割 合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	株式会社渋谷	直接 100.0%	役 備品の東一年の 建築・内装工事の発注 衣 裳 物 管 理 店舗開発サポート	建築・内装工事の発注	2,096,489千円	未払金	80, 935千円
				資金の貸付	900,000千円	そ の 他 流動資産	90,000千円
子	株式会社 エスクリ	直接	役員の兼任資金の貸付	1 × × × ×	000,000 111	関係会社 長期貸付金	810,000千円
会社	マネジメント パートナーズ	100.0%	債務保証業務委託	貸付利息	6,138千円	その他 流動資産	1,992千円
				債 務 保 証	748, 581千円	_	_

取引条件および取引条件の決定方針等

- (注) 1. 子会社との取引については、市場価格等を参考に決定しております。
 - 2. 取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。
 - 3. 債務保証については金融機関からの借入金に対して行ったものであり、保証料は受領しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1. 1株当たり純資産額
- 2. 1株当たり当期純利益金額

432円05銭 24円20銭